

障害者になったときは

障害基礎年金

障害基礎年金額 (年額) ※

1級 102万円

2級 81万6,000円



※令和6年度の年金額は前年度より、2.7%の引き上げとなります。この冊子では昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額を表示しています。

障害の等級によって
受けられる年金額が決まっています
さらに...

生計を維持されている子がいる場合には加算があります



1人目

23万4,800円



2人目

23万4,800円



3人目以降1人につき

7万8,300円

子とは？

高校3年生
です



18歳になって
最初の3月31日までの子

19歳です



20歳未満で
1、2級の障害がある子

障害基礎年金とは

国民年金に加入中 (もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる) に初診日*1のある病気やけがで障害認定日*2において政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられる年金です。

※1 初診日とは

障害の原因となった病気やけがで初めてお医者さんにかかった日のことです。

※2 障害認定日とは

初診日から1年6か月を経過した日。または1年6か月以内に症状が固定した日のことです。

受給するための要件

初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めていなかった期間が3分の1以上ないことが必要です。ただし、初診日が令和8年(2026年)3月31日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受けることができます。

障害基礎年金額 (年額)

1級.....102万円

2級.....81万6,000円

受給者に生計を維持されている子*がいる場合は、加算があります。

1人目・2人目.....各23万4,800円

3人目以降.....各7万8,300円

*子とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1、2級の障害がある子のことです。

※平成23年度から、受給権を取得した後に生計を維持することになった子も対象となっています。

国民年金加入前に障害者になった人は

国民年金に加入する20歳になる前に初診日があり1級、2級の障害になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。